

平成30年度
第2回上野原市地域公共交通活性化協議会
議事要旨

日 時：平成30年12月18日（火） 午前10時から午前11時20分

場 所：上野原市役所 2階 会議室E

出席者：委員20名（3名代理出席）

事務局：清水部長、尾形課長、鷹取リーダー、上條

協議会（次第）

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 協議事項
 - ◆協議第1号 上野原市高齢者運転免許証自主返納支援事業（案）について
4. その他
5. 閉会

【平成30年度第2回上野原市地域公共交通活性化協議会】

1. 開会（担当リーダー）

（司会）

皆様、年末のおいそがしいところ、お集まりいただきありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただ今から「平成30年度第2回上野原市地域公共交通活性化協議会」を開会いたします。

まず最初に、互礼を行いますので、皆様、ご起立願います。

相互に、礼、ご着席ください。

2. 会長あいさつ（佐々木会長）

（司会）

次に、会長あいさつでございます。

佐々木会長におかれましては、今年10月に山梨大学大学院から早稲田大学へ異動となりました。このことにより委員名簿の「団体等の名称」の部分が変更となっておりますので、皆さんご確認ください。

それでは、本協議会の会長であります、佐々木会長からごあいさつをいただきたいと思います。

佐々木会長、よろしく願います。

(佐々木会長)

改めまして、おはようございます。

会長あいさつということでございますので、一言ごあいさつ申し上げます。

先ほど事務局からありましたとおり、私の所属先が変わり、毎日のように上野原市を通過して通っているところであります。

さて、協議事項にありますとおり、上野原市におきましては、地域公共交通網形成計画に基づく取組が進められ、実施事業案をご説明いただけるようでございます。

本日の会議について、円滑な議事進行に努めて参りますので、委員の皆様の活発なご意見をよろしくお願ひします。

(司会)

ありがとうございました。

続きまして、早速ですが、3の協議事項に移らせていただきたいと思います。

なお、本日の会議につきましては、代理による出席も含めまして、出席委員20名、欠席委員はございません。

出席委員が過半数に達しておりますので、協議会規約第8条第2項の規定により、この会議は、成立しておりますので、ご報告いたします。

また、本会議につきましては、協議会規約第8条第1項の規定によりまして、会長が議長となることになっておりますので、協議事項につきましては、佐々木会長、よろしくお願ひいたします。

3. 協議事項 協議第1号 上野原市高齢者運転免許証自主返納支援事業（案）について

(会長)

協議会規約によりまして、議長を務めさせていただきますので、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、協議第1号「上野原市高齢者運転免許証自主返納支援事業（案）について」事務局に説明を求めます。

(事務局)

はい、議長。

説明に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に配布させていただきました資料が、次第と資料No.1-1、1-2、1-3、1-4でございます。

また、本日配布させていただきました資料が、本日の座席表と委員名簿、そしてNo.2-1、2-2、No.3-1、3-2でございます。

資料の不足などございませんでしょうか。

よろしければ、協議第1号「上野原市高齢者運転免許証自主返納支援事業（案）について」ご説明させていただきます。

資料No.の1-1をご覧ください。

この事業は、上野原市地域公共交通網形成計画の公共交通の利用促進の中の実施事業と

して掲げられている内容であり、交通安全対策の視点から進めて行く必要があります。

近年、高齢者が加害者となる交通事故が社会問題化し、多発している中で、運転に不安を抱える高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを進めることにより、高齢者の交通事故防止につなげることを目的としております。

上野原市における高齢者の運転免許証自主返納者数も年々多くなっている状況ですが、病院への通院や買い物等に気軽に出かけられないなどの理由で、手放せずにいる方も多いと推測されるため、このような方々へ、公共交通利用者への転換促進として、次の支援事業を行いたいと考えております。

支援の内容は、上野原市に住民登録のある65歳以上の運転免許を自主返納した高齢者にバス、タクシーの共通利用券を実施主体が上野原市となり、交付を行うものであります。

資料No.1-2をご覧ください。

上野原警察署交通課長の雨宮委員にご協力いただき、運転免許証返納者数を調べたものです。

平成26年から5年間で波はありますが、増加傾向にあります。直近の今年、平成30年12月4日時点で、82人と2年前の80人を超えました。

そこで、支援の対象人数は、同支援事業を周知し賛同していただく方を踏まえ90人を想定しております。

続きまして、資料No.1-4に利用券の案があります。

この共通利用券の交付については、地域公共交通網形成計画の策定中でのアンケートで多くあったご意見を反映したもので、バスとタクシーに、デマンドタクシーを加えることで、公共交通の選択肢を増やし、公共交通に乗り慣れていただきたい考えがあります。

共通利用券の交付金額は、一人当たり1万2千円、最初の申請年度の1回のみで有効期限は2年とし、平成31年4月からの方が対象となります。

共通利用券の1枚単位の金額は、路線バスの運賃体系に合わせるため、100円単位とし、10円単位の端数は現金でお支払いしていただき、利用券のみでのお支払いに対しては、おつりは支払わないものとします。

表面には、金額の他、交付日と有効期限を記載し、交付された方、それを受け取る運転手さんがわかりやすいようにシンプルにし、裏面には、注意点を3つ記載しました。

同利用券を使用できる交通事業者は、デマンドタクシー運行にも携わっている・富士急山梨バス株式会社、有限会社島田交通、有限会社駅前タクシー、上野原タクシー株式会社、有限会社四方津交通の5社です。

資料No.1-3に協定書案がありますが、同支援事業に関する協定書を市と各社の連名で行い進めて行きたいと思っております。

支援の申請は、指定の申請書に次のいずれかの書類を添付していただくことになります。まず、運転経歴証明書の写しです。こちらは、上野原警察署で本人が自主返納する際、申請していただければ、後日交付となります。交通安全協会に加入の場合は費用がかからなくなることもあるそうですが、手数料と写真代で基本1,720円かかります。

運転経歴証明書は、運転免許証と同じサイズのカードで、本人の顔写真、名前、住所、

生年月日、性別、最終の運転免許証の種別が記載され、発行者が公安委員会の公的な本人確認書類となります。

また、今回の申請については、そちらを取得しなくても、申請による運転免許の取消通知書及び取消しを受けた運転免許証の写しがあれば申請できることとしています。

さらに、自主返納した日から起算して1年以内に行うこととしてあります。

共通利用券の精算についてですが、市と協定を締結した交通事業者は、市が交付した使用済みとなった本券を精算するため、概ね1ヶ月の間隔で取りまとめ市に請求することとしております。

以上雑ばくな説明ではありますが、協議第1号のご説明とさせていただきます。

(議長)

ただ今、協議第1号について、事務局から説明がありました。

協議第1号について、ご質問等はございますでしょうか。

(委員)

この事業は、良い事業だと思いますが、補助金として一人当たり1万2千円の想定人数と予算額及びその財源について教えていただきたい。

(事務局)

一人当たり1万2千円としたのは、一月当たり千円の交通費を1年間支援することを想定したもので、資料No.1-2で説明した人数に増加も考慮して90人を見込んでおります。また、財源については、予算ヒアリングを行った中では、国や県の補助金はなく、市の単独費用で行って行く方向で話を進めております。

(委員)

資料No.1-1の3.利用券の精算方法について、「概ね1ヶ月の間隔で取りまとめ市に請求」とあるが、月末締め、翌月払いとなるのかどうか教えていただきたい。

交通事故の約半分は高齢者の事故が占めている状況の中で、有効な施策とするため、自治会や老人クラブに対してしっかり周知して進めていただきたい。

(事務局)

精算については、月末締めの翌月払いを考えております。

(議長)

今、周知方法についての有益なご意見をいただきましたが、利用券の有効期限などもありますので、しっかり進めていただきたい。

(委員)

確認ですが、資料No.1-3の第3条に利用券の有効期限を運転免許証を自主返納日から起算して2年間、第4条第2項では、申請は、自主返納した日から起算して1年以内とあり、申請が遅れた人は、利用券の有効期限に差が出ますが、よろしいのでしょうか。

(事務局)

利用券の有効期限と申請の期限を運転免許証の自主返納した日を起算日とした案で、申請が最大遅れても残り1年間は利用できる考えですが、利用券の有効期限を交付の日からということも検討してみます。

(委員)

デマンドタクシーの料金は中心市街地からの距離で500円と300円の2通りありますが、今回の支援事業でも西原、桐原等の旧町の地域性を考慮したものとなっているのでしょうか。

(事務局)

今回の事業では、一律一人当たり、1万2千円を支援するということで進めています。

(議長)

今のご意見は、中心市街地から遠方の方は移動に多くの交通費がかかるという、公平性について、非常に難しいのですが、提案されているのは居住地に関わらず一律とのことですね。

(委員)

この共通利用券は、本人以外でも使用できるのですか。共通利用券の案を見ると本人以外が利用しても判断がつかないと思います。

(事務局)

資料No. 1-4の共通利用券案の裏面の注意事項の3つ目に「本券は、交付を受けた本人以外は、ご利用できません。」と記載しており、申請時点で支援の対象者は決定していますので、ご本人様以外の使用はできません。

しかし、ご指摘のとおり、共通利用券の表面にも裏面にもご本人と確認できるものはありません。そのため、共通利用券にナンバーリングを行い、交付者を台帳管理していくようにして行きたいと考えています。

(議長)

共通利用券の悪用防止については、ナンバーリングで対応し、利用時の本人確認については、運転経歴証明書等を携帯し、運転手から提示を求められたら見せたいいただくというルールを決めておけばいいと思います。

(委員)

この支援事業は、高齢者による交通事故防止が目的であり、原点なので申請したご本人が使用することが前提だと思います。

事務局が申請時にこの支援事業の趣旨、目的をよく申請者に説明して理解してもらうことが必要だと思います。

また、共通利用券の使用できる範囲について、デマンドタクシーは、既に市からの負担金等により運行されており、利用者はその恩恵を受けているため、バス、タクシーの2つに絞ってみてはどうでしょうか。そうすれば、市内交通事業者にとっても良いことだと思います。

(事務局)

共通利用券の交付については、上野原市地域公共交通網形成計画の策定時のアンケートで、タクシー、バスの利用券の要望が多くあり、3番目にあつたのがデマンドタクシーでした。事務局としては、市内の公共交通であるタクシー、バス及びデマンドタクシーの3つの交通手段に利用券が使用できれば、利用者のニーズに応えることができると考えてい

ます。また、デマンドタクシーは当協議会が事業主体でもありますので、こちらの利用促進も図っていききたい考えです。

(委員)

デマンドタクシーを含めるかどうかですが、この支援事業は、きっかけ事業で、運転免許証を自主返納した方に対して1年間、公共交通の利用へ促していくため、デマンドタクシーは含めた方が良くと思います。

(委員)

運転経歴証明書が本人確認書類となるのであれば、わかりやすく運転経歴証明書を取得した人に対して支援すべきではないでしょうか。

(議長)

現在、論点が2点あります。

まず1点目、共通利用券の中にデマンドタクシーを含めるかどうかですが、先ほどのご意見のとおり、きっかけ事業で永続的なものでないので、デマンドタクシーに含めることでよろしいでしょうか。

異議なしということで進めさせていただきます。

2点目が、共通利用券の悪用防止のため、運転経歴証明書を取得し、携帯し乗車するという点について、いかがでしょうか。

(委員)

申請時の添付書類として、運転経歴証明書写し又は申請による運転免許の取消し通知書及び取消しを受けた運転免許証の写しが必要ということです。これは、運転経歴証明書となると時間や取得費用がかかるため、なるべく手間がかからないように自主返納者全員に届く運転免許証の取消し通知書と取消しを受けた運転免許証としているのが事務局案だと思います。

(委員)

この支援事業は、公費で行う性質上、それを申請者本人に理解してもらうためにも、運転経歴証明書を取得し、しっかりした手続きを求めなければならないと考えますので、多少の自己負担は仕方がないと思います。

(議長)

運転免許の取消し通知書は、無料でしょうか。

(事務局)

申請による運転免許の取消し通知書は、申請した方に届くもので費用はかからないと思います。

(議長)

そうなりますと、利用する際に申請時の書類、運転経歴証明書か運転免許の取消し通知書を携帯するようにして、明らかにおかしいと思われる場合、運転手はその書類の提示を求めることとしたらどうでしょうか。

(委員)

運転経歴証明書を持っていると商店街で割引きがある等の他のサービスへの拡大がある

と有効だと思います。

(委員)

運転経歴証明書の取得に1,720円かかるにしても、運転経歴証明書を持っていれば、運転手が提示を求めたとき写真付きなので、本人確認が簡単に済むと思います。

また、私は認知症の会議にも参加していますが、高齢者が写真入りの本人確認書類を常時携帯していれば、何かあった場合の時に役に立つと思います。

(事務局)

顔写真がある本人確認書類だと、市民課で発行しているマイナンバーカードは無料なので、その点では利用者に負担がないと言えます。

マイナンバーカードを持っている方は、運転経歴証明書を取得しなくても、運転免許の取消し通知書と一緒に携帯するような方法はどうでしょうか。

(委員)

高齢者がマイナンバーカードを常に持ち歩くというのは、紛失の恐れがあるためやめた方がよいと思います。

(委員)

マイナンバーカードだと運転免許証を自主返納したのかどうか分からないので、事務が煩雑にならないように、まず運転経歴証明書、取得していなければ運転免許証の取消し通知書と取り消された運転免許証を携帯するということでよいと思います。

(委員)

運転経歴証明書を持っていれば、タクシー料金が1割引きにもなるので、原則は運転経歴証明書だと思います。どうしても取得できない人のためにその逃げ道として、例外で運転免許の取消し通知書も認めるとしてはどうでしょうか。

(委員)

運転経歴証明書又は運転免許の取消し通知書及び取り消された運転免許証を必ず提示とした場合、バス利用者がその書類を持たないで、共通利用券のみでご利用の時に、その共通利用券を使うことができないということになれば、支払時に運転手と利用者間で必ずめ事になります。この場合は、どこが対応するのでしょうか。そうした乗車トラブルがないようにルールを決めていただきたい。

(委員)

タクシーやバスの運転手は、地域性や路線に慣れているので、利用者の年齢やその様子で不正利用かどうかある程度判断できると思います。そのため、お互い負担とならないように、必ず運転経歴証明書又は運転免許の取消し通知書及び取り消された運転免許証を提示するルールとしないで、市が共通利用券を交付したら利用者を信頼して、もし不正利用があるときは、ナンバーリングで確認してみてもどうでしょうか。

いずれにしても申請時によく申請者に説明を行うことが原点だと思います。

(議長)

申請については原案のとおりとし、利用時の取り扱いについては、詳細までこの場で決めることは難しいので、他の団体の例を参考にいただき、委員の皆様や事業者が不正

利用という心配がないようにルールを作成して取り組んでいただくよう事務局にお願いします。

また、運転免許の自主返納については、以前上野原警察署で返納した後の交通手段について調査していましたが、現在でも行っているのでしょうか。

(委員)

以前どのような調査を行っていたかは把握しておりませんが、現在はそうした調査はしておりません。

(議長)

こうした事業をする場合、申請する際に、申請者の地域や特徴などをデータにしておいた方がいいと思いますのでよろしくお願いします。

(委員)

山梨県交通安全協会では、運転経歴証明書を持っていると乗り物だけではなく、その他のいろいろな特典があります。

例えば、甲府市の方ですがお店で5%、10%の割引などのメリットもあるので検討していただければと思います。

(議長)

こうしたメリットを周知して、なるべく運転経歴証明書を取得してもらうようにしていただきたいと思います。

(議長)

協議第1号については、よろしいでしょうか。

いくつかご意見をいただきましたが、この事業につきましては、ご承認いただいたこととさせていただきます、実際の運用ルールについては、他の例を調べて問題のないように運用ルールを定めていきたいと思いますのでご了解の程、よろしくお願いします。

(議長)

続きまして、ここで次第にはありませんが、その他ということで、事務局から報告が2点あります。

事務局に報告を求めます。

(事務局)

事務局から報告事項が2点ございます。

まず、本日配布しました資料No. 2-1「中心市街地における循環バスについて」のご報告をいたします。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、平成30年3月に策定した「上野原市地域公共交通網形成計画」において、地域公共交通の利便性向上として、中心市街地における循環バスの導入が求められているところであります。

循環バスの導入の協議につきましては、平成30年4月から今月12月までに、富士急山梨バスさんと事務局で合計11回にわたり打合せを行って参りました。

富士急山梨バスさんには、協議のたたき台として複数の資料提供や、想定している運行経路、運行時間帯、運行本数から収支計算のシミュレーションを積極的に行っていただい

ております。

上野原市地域公共交通網形成計画での実施スケジュールについては、実証運行は平成 30 年 10 月からの予定となっておりますが、現在も協議の最中となっております。

循環バスの運行は、地域公共交通の利便性向上を目標としているということは共通認識となっておりますが、実際どのようにしたら最も効率的で利便性を図ることができるのかを慎重に検討しています。

今後も引き続き協議を行ってまいります。進展があれば、委員の皆様にご報告するよういたしますので、ご了解の程よろしく申し上げます。

協議の中で想定した項目については、以下のとおりです。

運行経路については、次のページ資料 No. 2-2 をご覧ください。上野原駅を起点に右回り、左回りに上野原市役所、上野原市立病院、総合福祉センターを経由する経路となります。

運行時間帯は、平日の通勤通学の時間を外した午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分までの間、左右 3 便ずつ、合計 6 便程度とし、運賃については、路線バスと調整を図りつつ、出来るだけ定額でわかりやすい料金とする考えです。

続きまして、本日配布の資料 No. 3-1「路線バス変更等のお知らせ」のについてご報告をいたします。

こちらの資料は路線バス事業者の富士急山梨バスさんが作成し、市民の交通への影響があることから行政区回覧を行ったものです。

資料の冒頭にもあるように、平成 30 年 12 月 3 日の月曜日から下記の通りの時刻改正等を行いました。

行先変更 5 便、発車時刻変更 9 便、減便 6 便で、主に大きく変更となったのは、西原方面の飯尾線、秋山方面の無生野線であります。飯尾線については、夕方の最終便を途中の新井線までとし、次の日の飯尾からの始発便が減便となります。また、無生野線についても、夕方の最終便を途中の坂下までとし、次の日の無生野からの始発便が減便となります。

両路線の乗降客の状況について、富士急山梨バスさんから資料提供していただいたところ、土日祝日も合わせた平均乗降客は、上野原駅に向かう便で 1 便当たり約 1.1 人、上野原駅から発車する便で 1 便当たり約 0.6 人というものでした。

こうした生活バス路線の赤字路線の減便する地域については、デマンドタクシーに乗り換えられたことが考えられるため、しばらく状況を見て、現在のデマンドタクシーで補完できていないようであれば、運行時間等の変更について検討し、当協議会でお諮りしていきたいと考えています。

さらに、資料 No. 3-2「コモアしおつ経由便の利用状況について」をご覧ください。

平成 23 年 10 月から経由便の運行が開始し、運行から 7 年が経過しました。

運行本数は、上野原市内からコモアしおつへ向かう便が 1 日 4 便、コモアしおつから上野原市内に向かう便が開始当初 1 日 4 便あったものが、平成 24 年 10 月にデマンドタクシーが開始した影響で、デマンドタクシーと重複する時間帯を 1 本減らし、現在 3 本となっております。

利用状況については、導入後 4 年までは、往復便とも 1 日当たり 4 人前後、1 便当たり 1 人

は乗車しておりましたが、それ以降は、下降線を辿っている状況です。

やはりこれもデマンドタクシーに乗り換えられたと考えることができます。路線バスとデマンドタクシーの役割分担をしっかりと見極めていき、両者が連携して、持続可能な公共交通を目指すため、今年度中にコモアしおつ地区へ状況説明をしていかなければならないと考えております。

(議長)

ただ今、報告として2点の説明をいただきました。

その関係で、ご質問等はございますでしょうか。

(委員)

路線バスの減便について、事前に地域住民に周知したのか教えてください。

また、バスを利用する人は主に平日なのに平均乗車人数の算出に平日と土日祝日を含めたのはいかがかと思う。

さらに富士急山梨バスさんには、路線バスの赤字補てんとして年間約3千万円が市から支払われていますがなぜ減便ということとなるのでしょうか。

あと、この減便となった時間帯は、デマンドタクシーの運行のない時間です。バスもデマンドタクシーもない地域に住む人の足はどうするのでしょうか。地域公共交通はそうしたところに目を向けるものではないのでしょうか。

(事務局)

まず、12月3日に行政区回覧した路線バスの減便について、富士急山梨バスさんと市の打合せを行ったのは、11月に入ってからで、ひとつ前の行政区回覧のタイミングで行うことができませんでした。次回こうした市民への影響が大きい内容については、できるだけ早く行うように改善していきたいと思っております。

また、2点目のバス利用者の平均乗車人数を平日、土日祝日を合わせて申し上げたことについては、平日のみのデータが手元にないのですが、便数でいきますと、西原方面では、平日3便あったものが2便となり、土日祝日は6便あったものが5便に減少し、秋山方面についても平日2便あったものが1便に、土日祝日3便あったものが2便に減った状況で、どちらも土日祝日の方が便数が多い状況です。

3点目の生活バス路線への赤字補てんについては、先ほど委員からお話がありましたとおり、年間約3千万円前後の支出を市から富士急山梨バスさんへ支出しています。毎年11月末までに補助金の交付申請を受け、審査し適正であれば3月に支払いを行っています。こうした補助金を減らすような取り組みを富士急山梨バスさんをお願いしているところですが、生活バス路線という性質上、支出の金額は減っていない状況でございます。

また、今回の減便について、市民から3件問い合わせがございました。1件は、秋山に住む高齢の女性で、月に1回甲府市まで通院しているため、朝の便でないと間に合わないとのことでした。また、その他2件の問い合わせは、通常は自家用車で駅まで行っているが、道路が凍結する冬は朝の便を利用して通勤をしているとのことでした。

(委員)

私たちバス事業者は、市から補助金という形でいただいておりますが、実際はかかる費

用の穴埋めとしている状況で、具体的には、かかる費用から運賃収入を引いた金額に率をかけたものとなっています。

現状を申し上げますと、いただいた補助金で直接経費である人件費、燃料費、車両費等を賄えているかという点で厳しい状況であります。補助金は、青天井で増えていくものではないので、一便当たり1人乗るか乗らないかという利用者が少ない便については、市と協議を行いながら減らしているところであります。

(委員)

このことは、何年も前からの課題であり、事務局がもっと住民目線で考えないとならないといけないと思います。

住民へ知らせるのにはそれ相当の期間を設け、行政区回覧を行うことが通常の方法ですが、今回の事務局の対応は、住民を抜きにして進めており、甘過ぎると思います。

赤字補てんの補助金についても費用の穴うめとして足りている訳ではないという回答がありましたが、例えば赤字バス路線をすべて廃止して、循環バスやデマンドタクシーの運行などの前向きな話を考えて進めるべきだと思います。

(議長)

1点確認したいのは、回覧での周知の問題ですが、事務局の説明では、具体的な打ち合わせを行ったのが11月に入ってからということでしたが、事業者としてはどうでしょうか。

(委員)

バス事業者としても、1ヶ月前からバス停やバスの車内に周知の張り紙を行いましたが、次回からは周知期間を長く取るような対応をいたします。

(委員)

先ほどの委員の意見は、住民の生活に影響があることに対しては、行政が積極的に関わって周知するのが当然という内容でした。今後は、市と事業者が連携してぜひよろしくお願ひしたいと思います。

あともう一つ、路線バスは、赤字に対する補助金の問題、赤字路線の減便の問題、赤字路線に頼らないといけない人がいる問題など、どこにバランスをとってよいのか非常に難しく、こうしたことを進めていくために、当協議会があるのではないかと思います。

なかなか全てうまくいくことはできないのですが、その辺のところは積極的にバス会社と関わっていきたいと考えていますのでご理解の程よろしくお願ひします。

(議長)

これまでの話の1点目、バス事業者と市は連携を密にして周知すべき必要な情報は、今後こうしたことがないように、早く対応するようにお願ひしたい。

また2点目として、公共交通を住民目線で協議する場が当協議会であります。今までデマンドタクシーの導入等の事業を行ってききましたが、行き届いていないのもご指摘のとおりだと思います。そうした状況の中で、全てを解決する手段がないことも共通認識としてあるのではないかと思います。ドラステックな改善が難しいのも共通認識で、少しずつ改善していくしか方法がないと理解しています。

そうしたことも現状のデータも含めて協議会としてデータ共有し、課題について住民の

ご意見をいただきながら直せるものは直していくことができると考えています。

今回、事務局の最後の報告で、コモアしおつの経由便の話がありましたが、利用者の減少が問題となっているため、事務局としては、自治会等に現状をお伝えする機会を設けると聞いていますが、住民と情報共有しながら、公共交通に問題があることを共通認識し、協議会に諮って、少しずつ改善していくようお願いしたいと思います。

しかしながら、現状の利用者がいる中では、ドラスティックな改善は難しいため、どういったことが可能であるのか、事務局はよく検討し、協議会に報告していただきたいと思っています。

そうしましたら報告事項については、よろしいでしょうか。

(議長)

以上で、予定されておりました本日の協議は、終了しました。

その他、協議しておきたい事項等、何かございますでしょうか。

よろしければ、委員の皆様のご協力に感謝申し上げ、議長の座を降ろさせていただきます。

ありがとうございました。

4. その他

(司会)

佐々木会長、ありがとうございました。

続きまして、次第の4、その他でございます。

事務局からは特にございませんが、委員の皆様からは何かございますでしょうか。

よろしいようでしたら、本日は、大変お忙しいところ、誠にありがとうございました。

5. 閉会

(司会)

最後に、互礼を行いますので、皆様、ご起立ください。

相互に礼。

以上をもちまして、平成30年度第2回上野原市地域公共交通活性化協議会を閉会いたします。